

斐川サンホーム（サン・スマイル）事業計画

【特別養護老人ホーム 斐川サンホーム（サン・スマイル）】

～尊厳と心地よさを～

ご利用者一人ひとりに誠実に向き合い、個々の思いを大切に、生きいきとした暮らしが送られるよう支援します。

1. 生活援助及び介護

(1) 人権を尊重し、その人らしい生活を支えます

- ・ご利用者、ご家族の意向に沿い、希望される生活に応じたサービスが提供できるよう、多職種が連携してケアプランを作成し、それを基に十分な説明と同意を得てサービスを提供します。
- ・プライバシーを保護し、拘束等のないケアへの取り組みをさらに推進し、ご利用者の生活の尊重と人としての尊厳を守ります。
- ・ご利用者を中心とした生活支援の経過や評価を記録する事で、情報共有を密に行い、より良いサービスの提供に繋がります。
- ・ご利用者一人ひとりが「自分らしい生活」が送られるよう、機能の維持・向上に繋がる取り組みを行うとともに、体調変化等には速やかに対応する即応性のあるサービスを提供します。
- ・ご家族との情報の共有化を図り、共にご利用者の生活を支えます。

(2) 安心・安全なサービスの提供に努めます。

- ・ご利用者一人ひとりの生活状況を把握し、個別マニュアルの活用と随時見直しを行い、事故の未然回避を図り、安全・安心に生活して頂きます。
- ・事故等が発生した場合には速やかに適切な対応をするとともに、再発防止に努めます。
- ・法人理念を職員全員が共有し、魅力ある施設づくりに取り組みます。
- ・法令や職員倫理規程等を遵守し、役割と責任を自覚し行動します。
- ・サービス提供上知り得たご利用者等の個人情報については、慎重に取り扱い秘密を守ります。
- ・施設・事業所での継続的な自己点検(自己評価)、ご利用者やご家族、第三者委員・介護相談員の方々からのご意見・苦情等を真摯に受け止め、福祉サービスの向上と業務の改善に繋がります。

- ・施設入所サービスにおいて、利用率 97%を目指します。
- ・サン・スマイル移転に際しては、職員一丸となり、安心・安全(ご利用者・施設物品)な移動が出来るよう計画・実施します。

2. 人材育成

(1) 職員の育成・資質向上に取り組みます

- ・職員同士、相手を思いやり、十分なコミュニケーションをとり情報共有することで、仕事を通じての成長を目指します。
- ・職員一人ひとりがキャリア階層ごとの役割を理解し、求められる能力を発揮するよう努めます。
- ・マニュアルを活用し、実践に即した研修、階層別研修、エルダー制等に取り組み、職員の定着とスキルアップに繋がります。
- ・自己研鑽のための研修に参加し、プロ意識を高めます。

3. 地域貢献

(1) 地域との連携を図ります

- ・地域の一員として、積極的に地域との交流を図ります。
- ・地域の社会福祉法人、関係団体等と協働し、地域の課題に取り組みます。
- ・地域の社会資源として、施設の機能と強みを活かし、地域のニーズに柔軟に対応します。
- ・施設の取り組みや魅力を発信し、また福祉に関する幅広い情報を提供します。
- ・介護・福祉を担う次世代の人材を育成する為、積極的に実習生やボランティアを受け入れます。

4. 医療・看護

(1) 健康維持・増進に努めます

- ・ご利用者一人ひとりの心身の状態について、多職種が連携し、日頃の健康状態の把握と疾病の早期発見に努めます。又、ご家族、主治医との連携を密にし、適切な処置、対応を行います。
- ・コンチネンスケア(排泄コントロール)や褥瘡予防に取り組み、ご利用者が健康で過ごされる様支援します。

- ・知識・技能と心豊かな専門職を目指し、研修への参加と実践を通じた資質の向上に努めます。又、介護職員が安心した医療ケアが実践出来るよう、医療知識の助言・指導を行います。

(2) 感染症対策に努めます

- ・衛生管理に十分留意し、安全で快適な環境整備を心がけます。
- ・感染症に関する流行等の情報収集を行い、正確かつ迅速に職員伝達・共有する事で未然回避への意識を高め、感染症対策委員・安全衛生委員と共に感染症の発生・蔓延を防ぎます。
- ・感染症が発生した際は、各種マニュアルに沿って適切な対応を行います。

(3) 安全衛生に努めます

- ・職員の健康診断を行い、産業医との連携のもと生活習慣病の予防に努めます。
- ・メンタルヘルスケアに取り組み、職員が生きいきと働きやすい職場環境となる様努めます。
- ・福祉機器等を活用等し、職員の腰痛予防や業務の効率化に努めます。

5. 食生活

(1) 楽しみのある食事提供に努めます。

- ・ご利用者の嗜好を把握し、旬の食材を取り入れる事で季節を感じて頂き、見ても食べても楽しめる食事を提供します。
- ・一人ひとりのニーズや栄養状態に応じた食事提供できるように、栄養ケア計画を作成し、食生活を支援して健康の維持・増進に繋がります。
- ・給食委託業者と十分な連携をとり、より良い食事が提供できるように努めます。

6. 個別機能訓練

(1) 生活機能の維持に努めます。

- ・多職種が連携をとり、ご利用者個々のニーズと状況に応じた個別の訓練計画を策定し、ご本人・ご家族の同意のもと、生活機能の維持向上に向けた機能訓練サービスを提供します。
- ・適切なポジショニング(体位)の実践・指導を行い、拘縮の予防や安楽な姿勢を保持していくなど、多職種が連携を図りながら継続的に取り組んでいける体制づくりに努めます。

7. 防災・防犯

(1) 防災・防犯対策の強化に努めます

- ・ 消防計画をはじめ、様々な防災計画に基づき、各種対策、訓練の計画・実施に於いては、地域や関係諸機関と連携を図り防災管理体制を整えます。
- ・ 地域や関係諸機関と連携し防災対応マニュアルに沿って訓練を実施、検証することで対応能力を高めます。又、災害時に必要な備蓄品の確保と定期点検を行い緊急時に備えます。
- ・ 緊急時の連絡手段等について定期的に確認や訓練を行い、都度必要な見直しを行います。
- ・ 不審者対応マニュアルの活用、防犯に関する研修や訓練、設備活用等の対策により、安心・安全の確保に努めます。

8. 住環境

(1) 快適な環境作りに努めます。

- ・ ご利用者一人ひとりの生活の場が、快適で安全な生活空間になる様、環境整備に努めます。
- ・ 省エネとコスト意識を持ち、設備や備品等を適切に取り扱います。

(2) 気持ちよい空間作りに努めます。

- ・ おもてなしの心を大切にし、居心地の良い環境づくりに心掛けます。

【居宅サービス】

～住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが送られるよう、
質の高いサービスの提供を目指します。～

【指定短期入所生活介護事業所】

1. 生活支援及び介護

- ・ご自宅での生活状況を十分に把握すると共に、居宅介護支援事業所と連携をとり、ご利用中のサービス内容、提供する介護について適切に計画・実施し、ご利用者が在宅での生活を続けられるよう支援します。
- ・併設施設において、行事やレクリエーション、ご利用者同士の交流など活動の場として、生きいきとした生活が送られるよう支援します。

2. 介護負担軽減への支援

- ・ご利用者と同居されているご家族の、一時的な介護困難や自由時間の確保など、負担軽減に配慮しスムーズな受入れ体制を整えます。

3. 安心・安全なサービス

- ・ご家族や居宅介護支援事業所に、ご利用中の様子をお伝えし、ご利用者が安心してご利用して頂ける様サポート体制を支えます。
- ・ご家族と連携・情報交換し、ご利用者の心身の状況についてよく把握する事で、異常があった際には、ご家族やかかりつけ医等と連携し適切な対応を行います。
- ・事業所内はもとより、送迎においても安心・安全にご利用頂ける様心掛けます。
- ・移転後、新たなご利用者の受け入れに努め、早期に満床を目指します。

【指定通所介護事業所】

1. 自立的な生活への支援

- ・介護予防・重度化防止のために、専門スタッフによる介護サービス及び生活相談を行い、生活に良いリズムを作る支援に取り組みます。
- ・日中の活動を活性化させることで、夜間の快眠につながるような活動(アミューズメント、リラクゼーション、リハビリ等)をご利用者自身の選択方式にて取り入れ実践します。

2. 社会参加・交流への支援

- ・閉じこもりを防ぎ、生活意欲を引き出すよう、交流の場としてもご利用いただき、外出など計画し実施します。
- ・外部講師を招いてのクラブ活動、季節の行事等を取り入れながら、地域交流の機会を設けます。

3. 個別機能訓練

- ・ご本人、ご家族のニーズを把握した上で、多職種と連携をとり、意見を取り入れながら、専門職による個別機能訓練計画を作成します。ご本人、ご家族の同意のもと、生活機能維持向上に向けた機能訓練サービスを提供します。

4. 介護負担軽減等への支援

- ・ご利用者とともに暮らすご家族の、一時的な休息や自由時間の確保など、負担軽減となるようにサービスを提供します。

5. 安心・安全なサービス

- ・様々な感染症対策を講じることで、安心して事業を展開することが出来る環境を整えます。
- ・ご家族との懇談会、行事に併せた定期発行のお便り、連絡ノートなどで、ご利用中の様子をお伝えします。
- ・ご利用者の心身の状況については、ご家族と情報共有し、異常があった場合には、ご家族やかかりつけ医等との連携により適切な対応をします。
- ・事業所内はもとより、送迎においても安全に安心してご利用いただけるように心がけます。

6. 新たな取り組みへの挑戦

- ・アミューズメントを取り入れた島根県初の通所介護について、地域発信を行う中で、ニーズを把握し、地域に根差した新たな事業所づくりを実践します。
- ・通所介護の利用稼働率を 70%に出来るよう、新規利用者の開拓及び広報活動を行います。

【指定居宅介護支援事業所】

1. ケアマネジメント

- ・ご利用者の意思を尊重し、その方の立場に立ち、公平中立に業務を行います。

- ・ご利用者の心身の状態や生活環境に適した介護サービスが提供されるように、地域の社会資源を十分に活用し、一人ひとりに相応しいプラン作成に努めます。
- ・ご利用者やご家族の状況、サービスの実施状況等を把握し、必要なプラン変更には速やかに対応するように努めます。
- ・併設の在宅サービス事業や他のサービス事業所と連携強化を図ります。
- ・多職種協働のネットワークにより、地域の中でのご利用者の暮らしを支えるため、各種会議(web 会議含む)に参加し、情報共有・マネジメントに努めます。
- ・難しい事例は事業所全体で問題の解決方法を探っていきます。また、対応困難な場合、地域包括支援センターに相談しながら連携を図り、解決していきます。
- ・介護支援専門員 1 人あたりの要介護ご利用者受け持ち目標件数を 30 名とし、取り組みます。

2. 相談対応

- ・事業所内部での情報共有を行い、担当者が不在であっても適切に対応が行えるようにします。
- ・事業所として、24 時間電話対応が可能な体制を整え、柔軟に対応します。
- ・生活上の些細な事柄に対してもきちんと受け止め必要な対応をします。
- ・高齢となる障害者の方には、相談支援事業者等と十分な連携を図り、障害サービスから介護保険サービスの移行がスムーズにできるように、適切な相談対応を行い支援します。

3. 新たな取り組みへの挑戦

- ・事業所の移転によって起こり得る様々な問題の解決に向け、事前の準備を進めます。
- ・移転後も居宅介護支援の業務が継続的に行えるよう努めるとともに、サン・スマイルの事業を外部へPRしていきます。